

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和5年9月6日(水)
午前9時から
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第49号 令和4年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- 2 議案第51号 令和4年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- 3 議案第50号 令和4年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (高齢)
- 4 議案第58号 山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について (市民)
- 5 議案第59号 山陽小野田市福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について (社福)
- 6 議案第53号 令和4年度山陽小野田市病院事業決算認定について (病院)
- 7 所管事務調査 病院事業報告について (病院)

※1 審査は議案ごとに職員を入れ替えながら行います。

※2 審査内容6、7は、午後1時から行います。

款 項 目	主 な 事 業	決算額 (千円)										
3款 国民健康保険 事業費納付金	国民健康保険事業費納付金	1,587,855										
1項 医療給付費分												
2項 後期高齢者 支援金等分												
3項 介護納付金分												
5款 保健事業費	1 医療費通知 年 3 回	1,875										
1項 保健事業費	2 ジェネリック医薬品差額通知 年 2 回	225										
1目 疾病予防費	3 こくほシェイプアップジム開催 20 名	133										
	4 検診委託	8,493										
	(1) 胃がん検診 906 件											
	(2) 子宮がん検診 300 件 (うちクーポン対象者 5 件)											
	(3) 乳がん検診 382 件 (うちクーポン対象者 5 件)											
	(4) 肺がん・結核検診 3,107 件 (うち喀痰検査 83 件)											
	(5) 大腸がん検診 1,819 件											
	(6) 前立腺がん検診 343 件											
	(7) 若者健診 61 件 (うち骨密度測定者 5 件)											
	5 糖尿病性腎症重症化予防事業 ・ 保健指導参加者数 10 人	1,307										
	6 歯周病検診受診者数 126 人	425										
	7 脳ドック受診者数 180 人	4,266										
2目 はり・きゆう 施 術 費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">初検料 200円</td> <td style="width: 20%;">一術 700円</td> <td style="width: 20%;">二術 800円</td> <td style="width: 25%;">計</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td style="text-align: center;">37 件</td> <td style="text-align: center;">248 件</td> <td style="text-align: center;">1,490 件</td> <td style="text-align: center;">1,775 件</td> </tr> </table> 施設認定 22件		初検料 200円	一術 700円	二術 800円	計	件数	37 件	248 件	1,490 件	1,775 件	1,373
	初検料 200円	一術 700円	二術 800円	計								
件数	37 件	248 件	1,490 件	1,775 件								
2項 特定健康診査 等 事業費	1 特定健康診査受診者数 3,624 人	47,592										
	(1) 集団健診 468 人											
	(2) 個別健診 3,156 人											
1目 特定健康診査 等 事業費	2 特定保健指導利用者数 16 人											
	(1) 動機付け支援 13 人											
	(2) 積極的支援 3 人											

■年度別人口・世帯数・被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：世帯、%、人）

年度	世 帯 数			人 口		
	全 市	国保加入世帯	加入率	全 市	国保被保険者	加入率
30	28,967	8,290	28.62	62,836	12,577	20.02
R1	28,985	8,141	28.09	62,059	12,259	19.75
R2	28,918	8,088	27.97	61,180	12,126	19.82
R3	28,812	7,951	27.60	60,464	11,796	19.51
R4	28,913	7,641	26.43	59,797	11,186	18.71

■保険料率

（単位：%、円）

年度	区 分	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
30	医療分	8.50%	24,000	21,900	580,000
	支援分	2.50%	6,900	6,300	190,000
	介護分	2.00%	6,300	4,200	160,000
R1	医療分	8.50%	24,000	21,900	610,000
	支援分	2.50%	6,900	6,300	190,000
	介護分	2.00%	6,300	4,200	160,000
R2	医療分	8.50%	24,000	21,900	630,000
	支援分	2.50%	6,900	6,300	190,000
	介護分	2.00%	6,300	4,200	170,000
R3	医療分	8.30%	23,400	21,000	630,000
	支援分	2.50%	6,900	6,300	190,000
	介護分	2.00%	6,300	4,200	170,000
R4	医療分	8.30%	23,400	21,000	650,000
	支援分	2.50%	6,900	6,300	200,000
	介護分	2.00%	6,300	4,200	170,000

■保険料収納状況の推移

(単位：千円、%)

年度	区分		調定額	収納額	還付未済額	不納欠損額	未収額	収納率
30	一般	現年分	1,113,767	1,031,898	394	0	81,868	92.65%
		滞繰分	329,797	68,786	0	18,650	242,361	20.86%
		計	1,443,564	1,100,684	394	18,650	324,229	76.25%
	退職	現年分	5,919	5,799	0	0	120	97.97%
		滞繰分	9,207	2,228	0	1,198	5,782	24.20%
		計	15,126	8,027	0	1,198	5,902	53.07%
	合計	現年分	1,119,686	1,037,697	394	0	81,988	92.68%
		滞繰分	339,004	71,014	0	19,848	248,143	20.95%
		計	1,458,690	1,108,711	394	19,848	330,131	76.01%
R1	一般	現年分	1,085,140	1,021,808	382	0	63,333	94.16%
		滞繰分	321,498	76,351	28	23,137	222,009	23.75%
		計	1,406,638	1,098,159	410	23,137	285,342	78.07%
	退職	現年分	820	814	0	0	6	99.27%
		滞繰分	5,902	1,131	0	103	4,668	19.16%
		計	6,722	1,945	0	103	4,674	28.93%
	合計	現年分	1,085,960	1,022,622	382	0	63,339	94.17%
		滞繰分	327,400	77,482	28	23,240	226,677	23.67%
		計	1,413,360	1,100,104	410	23,240	290,016	77.84%
R2	一般	現年分	1,065,389	1,021,045	772	0	44,345	95.84%
		滞繰分	281,776	81,590	38	29,619	170,568	28.96%
		計	1,347,165	1,102,635	810	29,619	214,913	81.85%
	退職	現年分	0	0	0	0	0	0.00%
		滞繰分	4,675	1,069	0	972	2,633	22.87%
		計	4,675	1,069	0	972	2,633	22.87%
	合計	現年分	1,065,389	1,021,045	772	0	44,345	95.84%
		滞繰分	286,451	82,659	38	30,591	173,201	28.86%
		計	1,351,840	1,103,704	810	30,591	217,546	81.64%
R3	一般	現年分	1,038,956	996,608	687	0	42,348	95.92%
		滞繰分	213,579	47,163	1	19,572	146,844	22.08%
		計	1,252,535	1,043,771	688	19,572	189,192	83.33%
	退職	現年分	0	0	0	0	0	0.00%
		滞繰分	2,633	808	0	0	1,824	30.69%
		計	2,633	808	0	0	1,824	30.69%
	合計	現年分	1,038,956	996,608	687	0	42,348	95.92%
		滞繰分	216,212	47,971	1	19,572	148,668	22.19%
		計	1,255,168	1,044,579	688	19,572	191,016	83.22%
R4	一般	現年分	981,041	941,233	932	0	39,809	95.94%
		滞繰分	186,920	35,790	199	25,621	125,509	19.15%
		計	1,167,961	977,023	1,131	25,621	165,318	83.65%
	退職	現年分	0	0	0	0	0	0.00%
		滞繰分	1,825	516	0	103	1,206	28.27%
		計	1,825	516	0	103	1,206	28.27%
	合計	現年分	981,041	941,233	932	0	39,809	95.94%
		滞繰分	188,745	36,306	199	25,724	126,715	19.24%
		計	1,169,786	977,539	1,131	25,724	166,524	83.57%

■滞納、督促、差押え等の状況

◎滞納世帯数 3月31日現在

(単位：世帯、%)

年度	平均世帯数	滞納世帯数	割合
R2	8,183	992	12.1%
R3	8,087	989	12.2%
R4	7,891	916	11.6%

◎短期被保険者証発行件数・資格証明書対象件数 3月31日現在

(単位：件)

年度	短期被保険者証	資格証明書
R2	345	22
R3	330	9
R4	230	19

◎差押件数

(単位：件、円)

年度	預金口座	不動産	生命保険 給与等	計	差押金額
R2	314	0	284	598	19,404,361
R3	116	0	173	289	9,667,750
R4	50	0	104	154	6,208,762

◎国民健康保険基金残額推移

(単位：円)

年度	5月末残額	増減	増減の内訳
30	1,146,257,457		
R1	1,029,702,457	▲ 116,555,000	積立：119,289,000 取崩：235,844,000
R2	973,847,940	▲ 55,854,517	積立：129,628,483 取崩：185,483,000
R3	973,648,792	▲ 199,148	積立：172,740,852 取崩：172,940,000
R4	967,302,505	▲ 6,346,287	積立：170,813,713 取崩：177,160,000

令和4年度 後期高齢者医療決算概要

令和5年9月6日
民生福祉常任委員会提出資料
保険年金課

1. 被保険者数

(単位:人、%)

年度	3月末人数	平均人数	伸び率
R2	10,724	10,792	-0.8%
R3	10,896	10,770	-0.2%
R4	11,206	11,079	2.9%

2. 収納率

(単位:%)

年度	現年分	滞納分
R2	99.41	57.01
R3	99.21	35.63
R4	99.49	48.11

3. 滞納者一覧

(単位:件、円)

年度	現年分		滞納繰越分	
	件数	金額	件数	金額
R2	305	4,787,253	203	3,191,723
R3	375	6,530,360	248	4,943,701
R4	297	4,259,022	219	4,964,860

4. 短期被保険者証の発行状況

(単位:人)

年度	人数(3月末)
R2	40
R3	25
R4	22

※R2 8月末

※資格証明書は山口県後期高齢者医療広域連合の方針により、発行されていません。

5. 差押え件数

(単位:件、円)

年度	件数	金額
R2	14	1,011,300
R3	11	734,060
R4	12	600,965

6. 不納欠損処分

(単位:件、人、円)

年度	件数	人数	金額
R2	26	18	341,275
R3	18	15	191,644
R4	22	17	954,228

○山陽小野田市福祉センター条例

平成17年3月22日

条例第104号

改正 平成17年11月11日条例第236号

平成21年2月27日条例第2号

平成23年12月26日条例第31号

平成25年12月26日条例第37号

平成31年3月25日条例第1号

令和3年12月21日条例第36号

(設置)

第1条 市民の福祉の増進及び市民生活の向上を図るため、福祉センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山陽小野田市中央福祉センター	山陽小野田市千代町一丁目2番28号

(使用の許可等)

第3条 福祉センターを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による許可（以下「許可」という。）を与えるに当たっては、福祉センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、許可を与えるに当たっては、老人、身体障害者、母子等の福祉団体を優先して許可を与えるものとする。

(使用の制限)

第4条 市長は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えてはならない。

(1) 秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 福祉センターの建物又は附属設備を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

ると認めるとき。

(3) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理上支障があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第5条 市長は、許可を受けた者（以下「使用者」という。別表第1を除く。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は福祉センターの使用を一時停止し、若しくは第3条第2項の規定による条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 係員の指示に従わず、又は許可された目的以外に福祉センターを使用したとき。

2 市長は、前項の規定による許可の取消し等により、使用者が被った損害については、その賠償の責めを負わない。

（使用料等）

第6条 福祉センターの使用料は、別表第1及び別表第2の定めにより算出して得た額とし、許可を与える際に徴収する。

2 前項の使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、使用料を後納させ、又は減額し、若しくは免除することができる。

（使用料の不還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（開館日及び開館時間）

第8条 福祉センターは、次に掲げる日又は期間（以下「休館日」という。）

を除き、毎日開館するものとする。

(1) 水曜日

(2) 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）。ただし、祝日が水曜日に当たるときは、その翌日

(3) 1月2日、同月3日、8月15日及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日に福祉センターを開館し、又は休館日以外の日に福祉センターを開館しないことができる。

3 福祉センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、福祉センターの管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（原状回復の義務）

第9条 使用者は、福祉センターの使用を終了したとき、許可を取り消されたとき、又は福祉センターの使用を一時停止されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

（損害賠償の義務）

第10条 自己の責めに帰すべき理由によって、福祉センターの建物又は附属設備を損傷し、又は滅失させた者は、速やかに市長が認定した損害額を賠償しなければならない。

（転貸譲渡の禁止）

第11条 使用者は、福祉センターの使用の権利を他に転貸し、又は譲渡してはならない。

（指定管理者）

第12条 市長は、福祉センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に福祉センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、

あらかじめ市長の承認を得て、福祉センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条の規定により指定管理者に福祉センターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 福祉センターの使用の許可に関する業務
- (2) 福祉センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第3条、第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に福祉センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第15条 第6条の規定にかかわらず、指定管理者が管理する福祉センターを利用する者は、指定管理者に当該福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を還付することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市福祉センター条例(昭和51年小野田市条例第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年11月11日条例第236号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山陽小野田市福祉センター条例第12条の規定により福祉センターの管理を委託しているときは、平成18年9月1日(同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成21年2月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日条例第31号)

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市準用河川占用料等徴収条例、山陽小野田市行政財産使用料徴収条例、山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例、山陽小野田市海岸保全区域占用料等徴収条例、山陽小野田市道路占用料徴収条例、山陽小野田市福祉センター条例、山陽小野田市急患診療所条例、山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、山陽小野田市商工センター条例、山陽小野田市商業起業家支援センター条例、山陽小野田市漁港管理条例、山陽小野田市

労働会館条例、山陽小野田市雇用能力開発支援センター条例、山陽小野田市港湾施設条例、山陽小野田市立学校施設使用料条例、山陽小野田市立図書館条例、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例、山陽小野田市きららガラス未来館条例又は山陽小野田市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用、占用等の許可等をしたものから適用し、同日前に使用、占用等の許可等をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月25日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市厚狭地区複合施設条例、山陽小野田市法定外公共物管理条例、山陽小野田市準用河川占用料等徴収条例、山陽小野田市行政財産使用料徴収条例、山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例、山陽小野田市海岸保全区域占用料等徴収条例、山陽小野田市道路占用料徴収条例、山陽小野田市石丸総合館条例、山陽小野田市福祉センター条例、山陽小野田市急患診療所条例、山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、山陽小野田市墓地条例、山陽小野田市商工センター条例、山陽小野田市漁港管理条例、山陽小野田市勤労青少年ホーム条例、山陽小野田市労働会館条例、山陽小野田市雇用能力開発支援センター条例、山陽小野田市港湾施設条例、山陽小野田市都市公園条例、山陽小野田市立学校施設使用料条例、山陽小野田市立図書館条例、山陽小野田市公民館条例、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例、山陽小野田市青年の家等設置条例、山陽小野田市きららガラス未来館条例又は山陽小野田市津布田会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用、占用等の許可等をしたものから適用し、同日前に使用、占用等の許可等をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月21日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の山陽小野田市福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（山陽小野田市中心福祉センターに係るものを除く。）は、この条例の施行後は、山陽小野田市地域交流センター条例（令和3年山陽小野田市条例第35号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の山陽小野田市福祉センター条例の規定によりなされた使用許可に係る使用料であって同日以後の使用に係るものについては、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

福祉センター使用料表

種別		使用料（1時間当たり）	
講堂		390円	
研修室		310円	
会議室		250円	
大広間		500円	
娯楽研修室		390円	
浴室	区分	12歳以上	6歳以上12歳未満
	（1人につき） 福祉対象者及び介護人	110円	50円
	（1人につき） 福祉センター使用者	370円	110円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。
- 2 娯楽研修室については、午後5時以降の使用に限る。
- 3 休館日に使用する場合は、所定使用料に所定使用料の100分の20相当額を加算して徴収する。
- 4 入場料等を徴収して使用する場合又は物品販売等に使用する場合は、所定使用料に所定使用料の100分の200相当額を加算して徴収する。
- 5 市民以外の者が使用する場合は、所定使用料に所定使用料の100分

の50相当額を加算して徴収する。

6 福祉対象者とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の被適用者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所している児童をいう。

7 介護人とは、介護を必要とする福祉対象者に付き添う者をいう。

8 福祉センター使用者とは、入浴を主目的としない福祉センター施設の利用者及び児童福祉施設に入所している児童を除く児童福祉法の被適用者その他市長が特にその使用を許可した者をいう。

別表第2（第6条関係）

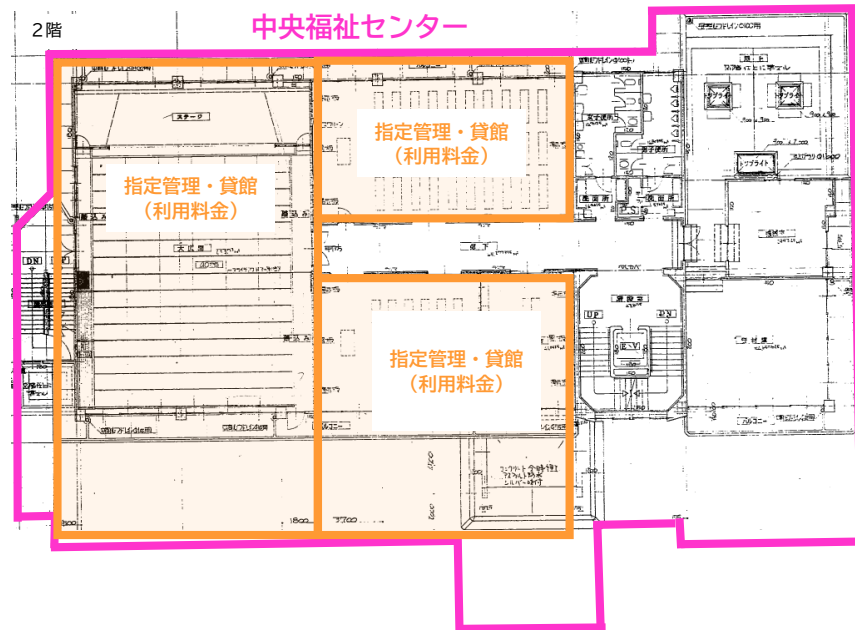
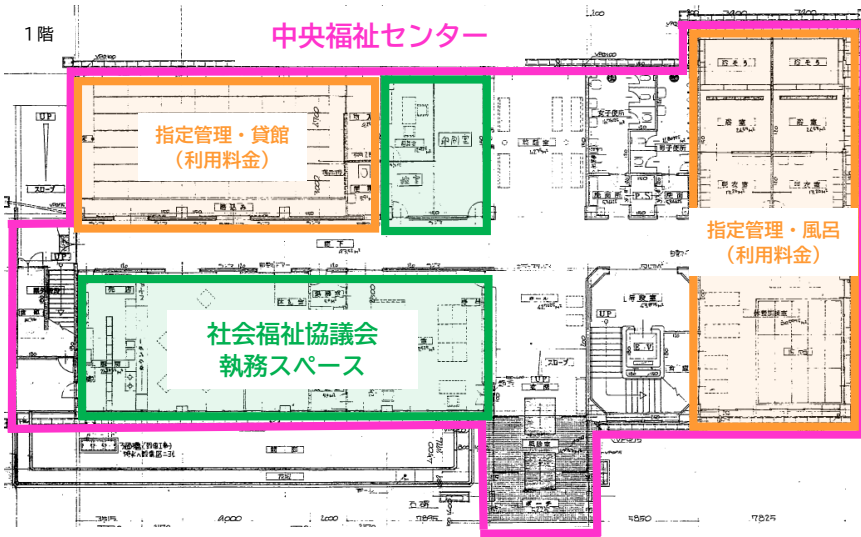
福祉センター冷暖房使用料表

種別	使用料（1時間につき）	
	冷房	暖房
講堂	490円	330円
研修室	270円	160円
会議室	270円	160円
大広間	660円	490円
娯楽研修室	490円	330円

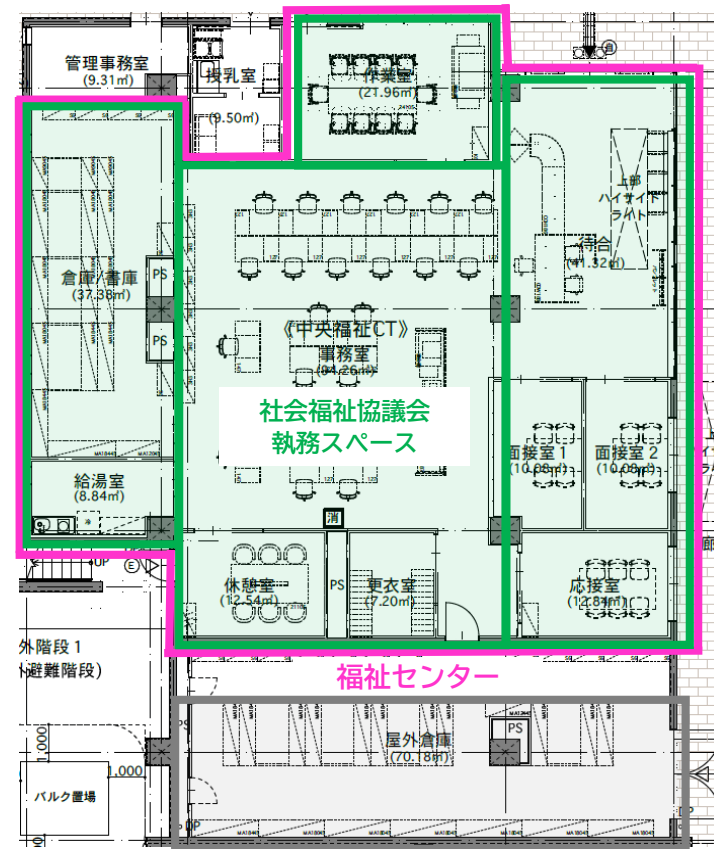
備考

- 1 娯楽研修室については、午後5時以降の使用に限る。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。

【現在の施設】



【新施設】



	現在	新施設
福祉センター	行政財産	賃借物件
社会福祉協議会の執務スペース	目的外使用	転貸借
指定管理による貸館スペース	行政財産	-

令和5年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書 (R5.4月分)

項 目		当 月	累 計 (A)	R5補正予算① (B)	対予算比 A/B
患 者 数	入院1日平均	154.1人	154.1人	173.0人	89.1%
	外来1日平均	377.3人	377.3人	394.0人	95.8%
	入院患者数	4,622人	4,622人	63,420人	7.3%
	外来患者数	7,545人	7,545人	95,742人	7.9%
病 床 稼 働 率		71.6%	71.6%	80.5%	
平均在院日数 (急性期病棟)		14.4日	14.4日		
平均在院日数 (地域包括ケア病棟)		20.7日	20.7日		
医 業 収 益 (入院収益、外来収益のみ)	入 院	204,669千円	204,669千円	2,684,851千円	7.6%
	外 来	97,966千円	97,966千円	1,201,078千円	8.2%
	計 (A)	302,635千円	302,635千円	3,885,929千円	7.8%
医 業 費 用	職員給与費	147,538千円	147,538千円	2,507,054千円	5.9%
	材 料 費	57,122千円	57,122千円	944,763千円	6.0%
	経費ほか	56,858千円	56,858千円	799,243千円	7.1%
	減価償却費等	37,016千円	37,016千円	444,191千円	8.3%
	計 (B)	298,534千円	298,534千円	4,695,251千円	6.4%
医業 (料金) 収支比率	(A) / (B)	101.4%	101.4%	82.8%	

※ 患者数は概数であり変更の可能性があります。

8.3%

令和5年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書 (R5.5月分)

項 目		当 月	累 計 (A)	R5補正予算① (B)	対予算比 A/B
患 者 数	入院1日平均	162.9人	158.5人	173.0人	91.6%
	外来1日平均	393.7人	385.5人	394.0人	97.8%
	入院患者数	5,049人	9,671人	63,420人	15.2%
	外来患者数	7,873人	15,418人	95,742人	16.1%
病 床 稼 働 率		75.7%	73.7%	80.5%	
平均在院日数 (急性期病棟)		14.3日	14.3日		
平均在院日数 (地域包括ケア病棟)		19.0日	19.8日		
医 業 収 益 (入院収益、外来収益のみ)	入 院	215,173千円	419,842千円	2,684,851千円	15.6%
	外 来	99,524千円	197,490千円	1,201,078千円	16.4%
	計 (A)	314,697千円	617,332千円	3,885,929千円	15.9%
医 業 費 用	職員給与費	177,413千円	324,951千円	2,507,054千円	13.0%
	材 料 費	58,608千円	115,730千円	944,763千円	12.2%
	経費ほか	63,266千円	120,124千円	799,243千円	15.0%
	減価償却費等	37,016千円	74,032千円	444,191千円	16.7%
	計 (B)	336,303千円	634,837千円	4,695,251千円	13.5%
医業 (料金) 収支比率	(A) / (B)	93.6%	97.2%	82.8%	

※ 患者数は概数であり変更の可能性があります。

16.7%

令和5年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書 (R5.6月分)

項 目		当 月	累 計 (A)	R5補正予算① (B)	対予算比 A/B
患 者 数	入院1日平均	172.3人	163.1人	173.0人	94.3%
	外来1日平均	365.6人	378.4人	394.0人	96.0%
	入院患者数	5,168人	14,839人	63,420人	23.4%
	外来患者数	8,044人	23,462人	95,742人	24.5%
病 床 稼 働 率		80.1%	75.8%	80.5%	
平均在院日数 (急性期病棟)		12.9日	13.8日		
平均在院日数 (地域包括ケア病棟)		19.3日	19.6日		
医 業 収 益 (入院収益、外来収益のみ)	入 院	206,922千円	626,764千円	2,684,851千円	23.3%
	外 来	94,989千円	292,479千円	1,201,078千円	24.4%
	計 (A)	301,911千円	919,243千円	3,885,929千円	23.7%
医 業 費 用	職員給与費	267,421千円	592,372千円	2,507,054千円	23.6%
	材 料 費	64,019千円	179,749千円	944,763千円	19.0%
	経費ほか	61,106千円	181,230千円	799,243千円	22.7%
	減価償却費等	37,016千円	111,048千円	444,191千円	25.0%
	計 (B)	429,562千円	1,064,399千円	4,695,251千円	22.7%
医業 (料金) 収支比率	(A) / (B)	70.3%	86.4%	82.8%	

※ 患者数は概数であり変更の可能性があります。

25.0%

令和5年度資金繰表

山陽小野田市病院事業会計

(単位：千円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収 入	過年度未収金	291,940	508,092	23,883									
	医業収益	39,483	52,215	294,254									
	医業外収益	274	1,144	1,065									
	他会計繰入金												
	預り金	36,442	35,253	82,371									
	企業債												
	寄附金												
	その他	1,017	1,345	3,413									
	前月繰越金	695,695	621,209	867,587									
	合計(A)	1,064,851	1,219,258	1,272,573									
支 出	過年度未払金	201,036	1,047										
	人件費	196,916	157,042	386,687									
	物件費	10,525	151,291	134,873									
	建設改良費		1,700	2,113									
	支払利息												
	企業債等償還金												
	長期借入金償還金												
	預り金	34,226	39,002	61,726									
	その他	939	1,589	7,230									
	合計(B)	443,642	351,671	592,629									
差引(A-B)	621,209	867,587	679,944										
一 時 借 入	借入額												
	返済額												
	合計(C)												
	一時借入金残高												
月末残高(A-B+C)	621,209	867,587	679,944										
月間収支(※)	▲ 74,486	246,378	▲ 187,643										

※ 月間収支とは、前月繰越金を除いた純粋な月内の収支をいい、「(A) - (B) - 前月繰越金」で算出します。

山陽小野田市民病院経営会議概要 【令和5年6月～令和5年8月開催分】

開催状況	6/6、7/4、8/1
出席者	病院事業管理者、顧問、院長、副院長、診療部長、看護部長、薬剤部長、医療技術部長、副看護部長、事務部長、総務課長、医事課長、経営企画室長、経理係長、参与、市健康増進課長
主な協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各月の病床稼働率の報告と傾向分析 ・経営改革プロジェクト職員説明会について ・訪問看護ステーションの設置について ・経営強化検討委員会の開催について
その他報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・透析件数の状況について ・各月における診療収益の状況について ・訪問看護ステーション開設準備進捗状況について ・薬剤実習生の受入について ・秋接種ワクチンについて